

(I15) 土木学会における公的研究費により発注した特殊な役務の検収ルール

〔2020年1月17日 制 定 〕

1. 目的

公益社団法人土木学会（以下「学会」）は、公的研究費により発注した特殊な役務に関する検収業務を適正に行うため、以下を定める。

2. 特殊な役務の範囲

契約金額が100万円以上の次の役務業務を対象とする。

- ①データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成業務
- ②機器の修理、保守・点検業務
- ③調査委託業務

3. 検収方法

学会は、検収時には業者より工程表及び作業報告書の提出を求め、成果物とともに下表の検収（検査・確認）を行う。検収実施後、業者作成の書面（作業報告書・完了報告書・納品書等）にサイン（フルネーム）する。検収は、業者より完了の報告を受けた後2週間以内に実施・完了するものとする。

	成果物確認	外観検査	書面検査 （工程表・作業報告書等による確認）	動作確認
データベース作成	○		○	○
プログラム作成	○		○	○
デジタルコンテンツ作成	○		○	○
修理，機器保守点検業務		○	○	○
調査委託業務	○		○	

4. 検収者

当該役務請求者以外の者で当該役務に対して専門的知識を有する者とする。また、専門知識を有する者がいない場合、複数名の事務局職員で検収を行う。

5. 成果物の納品が適切に行われていない場合の措置

検収者は検収の結果、成果物の内容が不適切であると判断した場合は、当該役務発注者に説明を求めることとし、その上で、成果物が仕様書の内容を満たしていないと判断した場合、即時に内部監査部門に報告するとともに、「土木学会公的研究費取扱規程」に定める窓口に通報する。

附則（2020年1月17日理事会議決） この規則は、2020年1月17日から施行する。